

令和5年度答申第48号  
令和5年11月20日

諮問番号 令和5年度諮問第40号（令和5年9月21日諮問）  
審査庁 厚生労働大臣  
事件名 労働者災害補償保険法31条1項に基づく費用徴収決定に関する件

## 答 申 書

審査請求人Xからの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

## 結 論

本件審査請求は棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は、妥当である。

## 理 由

### 第1 事案の概要

本件は、審査請求人X（以下「審査請求人」という。）に雇用されていた労働者の業務上の死亡事故について遺族補償一時金及び葬祭料が支給されたところ、A労働局長（以下「処分庁」という。）が、当該死亡事故は労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）31条1項3号に規定する「事業主が故意又は重大な過失により生じさせた業務災害の原因である事故」に該当するとして、同項の規定に基づき、当該支給に要した費用に相当する金額の一部を審査請求人から徴収する決定をしたことから、審査請求人がこれを不服として審査請求をした事案である。

#### 1 関係する法令の定め

- (1) 労災保険法31条1項3号は、政府は、事業主が故意又は重大な過失により生じさせた業務災害の原因である事故について保険給付を行ったときは、厚生労働省令で定めるところにより、その保険給付に要した費用に相当する金額の全部又は一部を事業主から徴収することができる旨規定する。

- (2) 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「安衛法」という。）  
20条1号は、事業者は、機械、器具その他の設備による危険を防止するため必要な措置を講じなければならないと規定し、安衛法27条1項は、上記の規定により事業者が講ずべき措置は厚生労働省令で定める旨規定する。

これを受けて、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号。以下「安衛則」という。）147条1項は、事業者は、射出成形機、鋳型造形機、型打ち機等に労働者が身体の一部を挟まれるおそれのあるときは、戸、両手操作式による起動装置その他の安全装置を設けなければならない旨規定し、同条2項は、前項の戸は、閉じなければ機械が作動しない構造のものでなければならないと規定する。

## 2 事案の経緯

各項末尾掲記の資料によれば、本件の経緯は、以下のとおりである。

- (1) B（以下「本件被災者」という。）は、精密鍛造歯車の製造販売の事業を営む審査請求人に雇用されていた者であるが、令和2年12月24日、本件被災者は、工場内の自動鍛造プレスラインにおいて、連続運転中の2,500トン熱間自動鍛造プレス（以下「本件プレス」という。）の機内監視作業を行っていたところ、金型に頭部を挟まれ、医療機関へ搬送されたが、頭部外傷により死亡した（以下「本件災害」という。）。

（検討資料、災害調査復命書）

- (2) 本件被災者の父（遺族補償一時金支払請求については母と連名）は、令和3年3月1日、C労働基準監督署長（以下「本件労基署長」という。）に対し、遺族補償一時金及び葬祭料の支給請求をした。

本件労基署長は、令和3年3月19日付けで、本件災害は業務上の事由によるものであるとして、本件被災者の父に対し、遺族補償一時金1,164万3,000円及び葬祭料69万8,580円の支給を決定した。

（遺族補償一時金支給請求書、葬祭料請求書、年金・一時金支給決定決議書（遺族補償一時金）、年金・一時金支給決定決議書（葬祭料））

- (3) 審査請求人は、安衛法122条、119条1号、20条1号及び安衛則147条2項違反により略式起訴され、D簡易裁判所は、令和4年8月16日、罰金20万円の略式命令（以下「本件略式命令」という。）をした。

（災害調査復命書、既決犯罪通知書（甲の2）、既決犯罪通知書（乙））

- (4) 処分庁は、令和4年10月27日付けで、審査請求人は労災保険法31条1項3号の規定に該当すると認められるとして、審査請求人から上記(2)の本件災害に係る保険給付に要した費用に相当する金額の一部である370万2,474円を徴収する旨の決定(以下「本件決定」という。)をした。徴収金額の内訳は、遺族補償一時金分349万2,900円及び葬祭料分20万9,574円である。

(労働者災害補償保険法第31条の規定に基づく費用徴収の決定通知書)

- (5) 審査請求人は、令和5年1月25日、本件決定を不服として審査請求をした。

(審査請求書)

- (6) 審査庁は、令和5年9月21日、当審査会に対し、本件審査請求は棄却すべきであるとして諮問をした。

(諮問書、諮問説明書)

### 3 審査請求人の主張の要旨

- (1) 「労働者災害補償保険法第31条第1項第3号に基づく費用徴収の適正な取扱いについて」(平成24年3月29日付け基労補発0329第2号厚生労働省労働基準局労災補償部補償課長通達)によれば、労災保険法31条1項3号の事案は、事業主が労災保険に加入し、労働保険料を納付していることを踏まえて対応する必要があり、法令に危害防止のための直接的かつ具体的措置が規定されている場合においては、事業主が当該規定に明白に違反しているものが該当し、送検事例の全てが該当するものではないとされている。

そして、事業主が当該規定に明白に違反した場合とは、送検事例のうち、何ら防止措置を講じていなかったと認められる場合に費用徴収すべき事案に該当するものであり、不十分であっても、事故の防止に寄与し得る一定の措置を講じていたと認められる場合には該当しないものとされている。

- (2) 本件災害当時に使用していた本件プレスは、安衛法第20条1項1号及び安衛則147条2項の求める構造が施されたものではなかった。しかし、本件プレスの作業中は作業員がその生産状況を監視しているだけであり、かつ、本件プレス内部に人が侵入しないよう「侵入防止バー」が設置されており、作業員が本件プレスの作動中に「侵入防止バー」を越えて、機械に身体を挟まれることは、事実上あり得ない状態であった。
- (3) 本件プレスを扱う作業員に対し、「警告文」により、本件プレス作動中

には内部に身体の一部を入れる行為を禁止するとの指示をし、内部での作業が必要な場合には必ず本件プレスを停止させた上で安全ブロックを入れるよう指示しており、かつ、本件被災者を含め各作業員に「警告文」に署名させることで、事業主として理解を徹底させていた。

- (4) 上記(3)に加え、「侵入防止バー」を設置して物理的にも本件プレス内部に身体を入れないようにする措置を講じていたことからすれば、事故の防止に寄与し得る一定の措置を講じていたといえ、安衛法の規定に明白に違反したものとはいえない。
- (5) 本件プレス内監視作業に係るリスクを踏まえた上でその対策を講じていたものであり、リスクアセスメントという手法を実施していなかったという形式的な理由をもって、本件災害の防止に寄与しうる一定の措置は何ら講じられなかったとする処分庁の主張は妥当ではない。
- (6) したがって、本件災害は審査請求人の故意又は重過失により発生した業務災害が原因の事故ではなく、安衛法31条1項3号に該当しないから、本件決定に理由はなく、直ちに取り消されるのが相当である。

## 第2 諮問に係る審査庁の判断

- 1 本件の争点は、本件災害が「法令に危害防止のための直接的かつ具体的な措置が規定されている場合に、事業主が当該規定に明白に違反したため、事故を発生させたと認められるとき」（「労働者災害補償保険法第25条（事業主からの費用徴収）の規定の取扱いについて」（昭和47年9月30日基発第643号労働省労働基準局長通達。以下「局長通達」という。）の記の2の(1)イ)に該当するのか否かである。
- 2 「法令に危害防止のための直接的かつ具体的な措置が規定されている場合」に該当することについて
  - (1) 本件被災者は、本件災害発生日の勤務開始後まもなく、何らかの原因により、本件プレスに頭部を挟まれて、死亡したと認められる。
  - (2) 事業者は、労働者が射出成形機等に身体の一部を挟まれる危険を防止するため必要な措置を講じなければならない旨法令により規定されている（安衛法20条1号並びに安衛則147条1項及び2項）ところ、審査請求人は閉じなければ機械が作動しない構造の戸等の危険防止措置を講じていなかったことが認められる。この点は、審査請求人も法令により規定されている危険防止措置を講じていなかった事実を認めている。
- 3 「事業主が当該規定に明白に違反したため事故を発生させたと認められる

ときの該当性の判断について、不十分であっても事故の防止に寄与し得る一定の措置を講じていたと認められるとき」には該当しないことについて

- (1) 審査請求人は、本件プレスに「侵入防止バー」を設置して、本件プレス内部に人の身体が入らないよう措置を講じていた旨主張する。しかし、本件災害発生日に、当該バーが設置されていたことは確認できない。よって、機内監視作業を行っていた本件被災者が本件プレスの作動中に「侵入防止バー」を越えて身体を挟まれることは、事実上あり得ない状態であった旨の主張は採用できない。
- (2) また、審査請求人は、「警告文」による対策についても主張する。しかし、これらは、①本件災害の4年又は6年前に作成されており、相当程度時間が経過していること、②「原則禁止」との記載が手書きにより「●●禁止」と修正されており、警告の度合いに疑義が残ること、③機内監視作業に関する記述は認められないことから、「事故の防止に寄与し得る一定の措置を講じていた」と評価することは困難である。
- (3) さらに、リスクアセスメント及び作業手順書においても、審査請求人が「事故の防止に寄与し得る一定の措置を講じていた」とはいえないものとする。

4 以上のとおり、審査請求人は、「法令に危害防止のための直接的かつ具体的な措置が規定されている場合に、該当法令の規定に明白に違反したため本件災害を発生させた」と認められることから、本件災害は、事業主が「重大な過失により生じさせた業務災害」であるといえることができる。

5 本件災害について、本件労基署長は、審査請求人を安衛法20条及び安衛規則147条2項に違反するとして検察庁に送検しており、その結果、裁判所は、令和4年8月16日、審査請求人に対し罰金20万円の刑事罰（略式裁判確定）を命じている。

6 以上のことから、本件決定は妥当であり、本件審査請求には理由がないから、棄却されるべきである。

なお、審理員の意見も、おおむね審査庁の判断と同旨である。

### 第3 当審査会の判断

当審査会は、令和5年9月21日、審査庁から諮問を受け、同年10月12日、同月26日及び同年11月7日の計3回、調査審議をした。

また、審査庁から、令和5年10月10日及び同年11月10日、主張書面及び資料の提出を受けた。

## 1 本件諮問に至るまでの一連の手續について

- (1) 一件記録によれば、本件審査請求の受付（令和5年1月25日）から本件諮問（同年9月21日）までに約8か月の期間を要しているところ、特に、反論書の受付（同年4月10日）から審理員意見書の提出（同年9月1日付け）まで4か月半以上を費やしているが、このような期間を要したことについて特段の理由があったとは認められない。審査庁は、簡易迅速な手續の下で国民の権利利益の救済を図るという行政不服審査法（平成26年法律第68号）の目的（1条1項）を踏まえ、審査請求事件の進行管理を改善することにより、事件の手續を迅速に進める必要がある。
- (2) 上記（1）で指摘した点以外には、本件諮問に至るまでの一連の手續に特段違法又は不当と認めるべき点はうかがわれない。

## 2 本件決定の違法性又は不当性について

本件では、本件災害が審査請求人の故意又は重大な過失により生じたものであるかが問題となっていることから、以下、この点について検討する。

- (1) 次のアからカまでの事実は、審査関係人に争いが無い、関係資料により認められるものである。

ア 本件被災者は、平成23年4月から本件プレスがあるライン担当として配置され、本件災害時は、上記ラインにおいて、連続運転中の本件プレスの機内監視作業及び製品監視作業を行っていた。なお、機内監視作業とは、本体プレス内の金型の様子や冷却水のかかり具合、加工中の材料の状態などを確認し、冷却水のタイマーや金型の調整などを行うことである。製品監視作業とは、定期的に製品の寸法をチェックし、仕様どおりの仕上がりとなっているか確認し、検査表に記入することである。

（災害調査復命書）

イ 本件プレスの前部は、金型に身体の一部が入る構造であり、そこには汚れ防止のための前シャッター（これが閉じていると、身体の一部が入らない構造）及び両手操作式の起動装置が設けられていた。また、本件災害時、前シャッターは以下の動作環境となっていた。

- ① 前シャッターを閉めなくても連続自動運転を開始することができる。
- ② 連続自動運転中でも、前シャッターの昇降を行うことができ、このとき本件プレスは停止しない。
- ③ 異常が発生し本件プレスが停止すると自動的に前シャッターが上昇する。

そして、本件被災者は、本件災害時、前シャッターが開いた状態で上記アの機内監視作業を行っていた。

(災害調査復命書、写真番号5 (災害調査復命書)、写真番号9 (災害調査復命書))

ウ 本件プレスに関する二つの、審査請求人が「警告文」と主張するもののうち、一方は、本件プレスの「自動運転中 機内に体の一部を入れる行為は●●禁止です!」(●●は「原則」という印刷された文字が手書きのマジック等で消されてはいるが、「原則」の文字は判別することができる状態)との記載があり、もう一方は、「機内作業(中略)は非常に危険で一步間違えれば重大災害の危険性がある為 今後メインモーター停止、セレクトスイッチOFF後に 必ず安全ブロックを入れてから作業することを徹底してください!」との記載があり、それぞれ、本件被災者を始め作業員の署名がされていた。

(「TPMワンポイントレッスン」と題する書面(平成28年5月30日付け)、「SGF1・2・3・4ライン各位殿」と題する書面(平成26年4月15日付け)、写真番号5 (災害調査復命書))

エ 本件プレス前付近の作業台に掲示されている作業手順書には、「安全注意事項」として、機内に手を入れる場合は、非常停止ボタンを押して、安全ブロックを入れるとの指示が記載されていた。

(災害調査復命書、作業手順書、写真番号5 (災害調査復命書)、見取図第3号(プレス位置等) (災害調査復命書))

オ 災害調査復命書の「7. 被災者に対する教育実施状況」では、本件被災者は、本件プレスを用いて行われる熱間鍛造に係る「基礎知識」や「プレス段取り作業」等の工程及び安全衛生関連に係る「安全作業」について、習得が求められている力量を満たし、十分な知識と経験を有していたと評価されていた。

(災害調査復命書)

カ 審査請求人は、本件略式命令に対して正式裁判の請求をしなかったため、本件略式命令は確定した。

(既決犯罪通知書(乙))

(2) 安衛法20条1号は、事業者は、機械、器具その他の設備による危険を防止するため必要な措置を講じなければならないことを義務付け、事業者が講ずべき措置を具体的に定める安衛則147条1項及び2項は、事業者

に、射出成形機、鋳型造形機、型打ち機等に労働者が身体の一部を挟まれるおそれのあるときは、戸、両手操作式による起動装置その他の安全装置を設けなければならないこと、その戸は、閉じなければ機械が作動しない構造のものでなければならないことを義務付けている（以下、これらの措置を義務付けることを「本件義務」という。）。

安衛法によって事業者に課せられた本件義務は、労働災害防止のための最低基準として定められた義務であり（安衛法3条1項）、事業者が本件義務を全く履行しなかったことにより労働災害が発生したときは、当該事業者には労働災害を生じさせた重大な過失があると認めるのが相当である。もっとも、本件義務は該当する機械に物理的に安全装置を設けることを義務づけるものであり、事業者が本件義務以外の労働災害の防止に寄与し得る措置を講じていたなどの特段の事情があるのであれば、それも考慮して判断することが適当である。

- (3) そこで、まず、審査請求人が本件義務を全く履行しなかったことにより労働災害が発生したときに該当するか否かについて検討する。

本件プレスは、本来、その機構上、機内に労働者の身体の一部が挟まれるおそれのあるものであった。

そして、上記(1)イによれば、審査請求人は、本件プレスには、前シャッター（戸）及び両手操作式による起動装置を設置しており、安衛則147条1項に規定する措置を講じているものの、前シャッターは閉じなければ本件プレスが作動しない構造のものではなく、同条2項に規定する措置を講じていなかった。つまるところ、本件プレスの起動時の危険防止は、両手操作式による起動装置の設置により措置を講じていたものの、本件プレスの作動中の危険防止は、労働者の身体の一部が挟まれるおそれがある状態を解消せず放置していた。このことにより、本件被災者が本件プレスの作動中に身体の一部を機内に入れることができ、本件災害が起こったといえる。そうすると、審査請求人が本件義務を全く履行しなかったことにより労働災害が発生したときに該当すると認められる。

なお、審査請求人は、本件プレスの内部に人が侵入しないよう「侵入防止バー」を設置しており、作業員が本件プレスの作動中に「侵入防止バー」を越えて、機械に身体を挟まれることは、事実上あり得ない状態であったと、「侵入防止バー」が設置された本件プレスの写真を示して主張する。

しかし、審査請求人が主張する「侵入防止バー」なるものは、審査請求

人の示す写真をも、そのほかの審査請求人の主張をも、本件災害時に設置されていたか否か定かではなく、むしろ、①本件災害直後の令和2年12月24日午前中にC労働基準監督署調査官が本件プレスを撮影した写真（災害調査復命書添付の写真番号3、審査庁主張書面）には写っていないこと（他方、この写真には、審査請求人が同様に言及する安全ブロックは写っており、その名称も写真の欄外に明示されているし、安全ブロックのみを撮影した写真もみられる（写真番号5）が、「侵入防止バー」なるものの存在を示す写真は見当たらない。）、②災害の状況を詳細に調査した災害調査復命書本文の5.（2）「労働者が金型に挟まれないようにするための装置」のどこにも言及がされていないこと（前シャッターに言及するのみである。）、③本件災害が起きた本件プレスの設備等詳細を描写している見取図第4号（災害調査復命書）のどこにも描写がないことを踏まえると、本件災害時に当該「侵入防止バー」なるものが設置されていたという事実は認められない。なお、「侵入防止バー」なるものは、審査請求人の主張する「警告文」や作業手順書でも言及されておらず、日常的にどのように使用することになっていたか明らかではない（他方、一方の「警告文」及び作業手順書では、安全ブロックの使用には言及している。）。

（4）次に、本件において、審査請求人が本件義務以外の労働災害の防止に寄与し得る措置を講じていたなどの特段の事情があるか否かについて検討する。

審査請求人は、本件プレスを扱う作業員に対し、「警告文」により、本件プレス作動中に内部に身体の一部を入れる行為は禁止であることを指示し、内部で作業が必要な場合には必ず本件プレスを停止させた上で安全ブロックを入れるよう指示しており、かつ、本件被災者を含め各作業員に「警告文」に署名させることで、事業主として理解を徹底させていたと主張する（上記第1の3（3））。

確かに、上記（1）ウによれば、二つの「警告文」には、本件プレス作動中に機内に身体の一部を入れる行為は禁止であること、機内で作業が必要な場合には必ず本件プレスを停止させた上で安全ブロックを入れるよう指示する旨記載がある。しかし、本来、このような安全対策に関する指示は、繰り返し、定期的な実施されてこそ、継続的に効果が生ずるところ、各「警告文」は、それぞれ本件災害の4年前と6年前に作成されており、

一件資料をみても、本件災害の発生まで定期的に実施されていた事実は見当たらない。

また、一方の「警告文」中の「自動運転中 機内に体の一部を入れる行為は●●禁止です！」の●●の部分には、「原則」という印刷された文字が手書きで消されてはいたが、「原則」の文字は判別することができる状態であった。本件被災者を始め作業員が署名した際には消されていたのか、それとも、署名後のいずれかの時点で消されたのか判然としないものの、「原則禁止」と「禁止」とではその意味するところは大きく異なるから、「警告文」の作成時に誤って「原則禁止」と印刷したとは考えがたく、仮に誤って印刷したとしても、手書きで消したとはいえ「原則」の文字が判別できる状態のまま、審査請求人の主張するところの「警告文」として使用することは、警告文という性格からすれば考えがたい。そうすると、作業員の署名後のいずれかの時点で「原則」の文字は消されたと考えるのが自然であるといえる。

以上のことから、作業員に対し「警告文」に記載のある安全対策に関する指示を徹底するための措置がとられていたとはいえない。なお、このような状況にある以上、リスクアセスメントに係る審査庁及び審査請求人の主張は、当審査会の判断を左右しない。

なお、上記（１）エ及びオによれば、①作業手順書では各「警告文」と同様の指示を行っており、②災害調査復命書では、本件被災者は本件プレスに係る十分な知識と経験（安全に関する事項も含む。）を有していたと評価されていたことが認められるところ、これらの事実から、本件被災者の知識、経験を踏まえれば、審査請求人は、本件被災者に対し最低限の安全指導を行っていたと考えられなくもない。しかし、全作業員の知識、経験の程度に応じた段階別の安全指導が計画され実践されていたというならまだしも、一件資料をみても、そうした事情はうかがえないし、いったん本件プレスで事故が発生すれば、作業員の生命を奪い、身体に重大な損傷を与えかねないことを考慮すれば、本件被災者が十分な知識、経験を有していたとしても、作業台に作業手順書を掲示し、４年前と６年前に「警告文」に署名させただけでは、審査請求人が本件被災者に対し行うべき最低限の安全教育に達していないというべきである。

したがって、本件においては、本件義務以外の労働災害の防止に寄与し得る措置を講じていたなどの特段の事情があるとは認められない。

- (5) 以上のことから、本件災害は、審査請求人が、本件義務を全く履行しなかったことにより発生したと認められ、かつ、本件義務以外の本件災害の防止に寄与し得る措置を講じていたなどの特段の事情もないことから、労災保険法31条1項3号に規定する「事業主が故意又は重大な過失により生じさせた業務災害の原因である事故」に該当するといえることができる。
- (6) そして、本件決定における徴収金の額（上記第1の2（4））は、本件被災者の父に支給された保険給付の額（上記第1の2（2））の100分の30に相当する額である。労災保険法31条1項の委任を受けた労働者災害補償保険法施行規則（昭和30年労働省令第22号）44条は、徴収金の額は、厚生労働省労働基準局長が定める基準に従い、所轄都道府県労働局長が定めるものとする旨規定し、局長通達では、徴収金の価額は保険給付の額に相当する額の100分の30に相当する額とすることとされており、本件決定の徴収金の額はこれに従ったものであるから、適正である。
- (7) したがって、本件決定に違法又は不当な点は認められない。

### 3 まとめ

以上によれば、本件審査請求は理由がないから棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は、妥当である。

よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審査会 第3部会

委	員	三	宅	俊	光
委	員	佐	脇	敦	子
委	員	中	原	茂	樹